

一般社団法人日本実験動物技術者協会東海北陸支部

役員選出規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人日本実験動物技術者協会東海北陸支部（以下「支部」と記す）役員の選出方法を規定し、支部運営の公正と発展を図ることを目的とする。

(役員)

第2条 この規定にいう役員とは、支部規約第6条で定める次のものを言う。

- (1) 支部長
- (2) 副支部長
- (3) 事務局長
- (4) 幹事
- (5) 支部監事
- (6) 一般社団法人日本実験動物技術者協会本部評議員

(任期)

第3条 役員任期は支部規約第9条に基づくものとする。(再任を妨げない)

第2章 役員選出委員会

(委員会)

第4条 役員会において役員改選の前年度に役員選出委員会（以下「選出委」という）を組織する。

2. 選出委の構成

支部長を委員長とし他幹事2名以上を委員とする。(支部長に支障が生じたときには副支部長が職務を代行する)

(任務)

第5条 選出委は支部会報・メディア（HP・mail）等において支部長候補の公募（自・他選）を行い、結果を役員会に報告する。

(役員会)

第6条 役員会は、選出委の報告を基に支部長候補を支部総会に報告しなければならない。

(解散)

第7条 選出委は、新役員が支部総会の信任を得た後に解散する。

第3章 役員

(役員定数)

第8条 支部規約第6条に基づき支部長1名、副支部長2名以内、事務局長1名、幹事若干名、支部監事2名。

(職務)

第9条 役員の職務

- (1) 支部長は、本会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副支部長は支部長を補佐し、支部長に支障が生じた場合、その職務を代行する。
- (3) 事務局長は本会の総務および財務を統括する。
- (4) 幹事は、本会の業務を執行する。幹事から本会各業務の担当をになう。
- (5) 支部監事は、会計を監査し、総会に報告する。
- (6) 本会にて選出した本部評議員は、本部総会評議員会を構成し、本部総会提出議案等を検討する。

(改選定数)

第10条 役員の改選は、事業の継続性や急激な方針転換を防ぐため、役員全体の3分の1以内とする。

(辞退)

第11条 役員を辞退できる場合は次による。

- (1) 死亡およびそれに順ずる場合。
- (2) 1年以上の加療を要する場合。
- (3) 実験動物に関連する以外の職への転出または退職。
- (4) 所属機関の関係で他地域への転出。
- (5) その他、役員としての業務遂行に重大な支障が生じた場合。
- (6) 所属機関の方針転換による役員の継続が困難になった場合。

(追加)

第12条 役員は支部長が必要と判断した場合は、追加することができる。

第4章 支部総会の信任

第13条 役員は支部総会で信任されなければならない。但し、役員追加および辞退の場合はこの限りではない

附則

第14条 本選出規定は平成 29年 4月 15日より施行する。

改正：令和 6年 4月 20日より施行する。